

随意契約一覧表

*政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことという。

契約日	件 名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案 による決定の有無	学識経験者等の市職員 以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員 以外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終（現時点）							
001 令和7年03月07日	中学校用教員用指導書（国語）	9,009,000		9,009,000	教育委員会事務局指導部学校指導課	京都府教科図書販売株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
002 令和7年03月04日	中学校用教員用指導書（数学）	7,464,600		7,464,600	教育委員会事務局指導部学校指導課	京都府教科図書販売株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
003 令和7年03月11日	中学校用教員用指導書（理科）	6,778,200		6,778,200	教育委員会事務局指導部学校指導課	京都府教科図書販売株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
004 令和7年03月12日	中学校用教員用指導書（音楽）	9,867,000		9,867,000	教育委員会事務局指導部学校指導課	京都府教科図書販売株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
005 令和7年03月06日	中学校用教員用指導書（美術）	9,266,400		9,266,400	教育委員会事務局指導部学校指導課	京都府教科図書販売株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
006 令和7年03月14日	中学校用教員用指導書（技術家庭）	11,154,000		11,154,000	教育委員会事務局指導部学校指導課	京都府教科図書販売株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
007 令和7年03月12日	中学校用教員用指導書（英語）	30,373,200		30,373,200	教育委員会事務局指導部学校指導課	京都府教科図書販売株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
008 令和7年03月05日	中学校用教員用指導書（道徳）	10,167,300		10,167,300	教育委員会事務局指導部学校指導課	京都府教科図書販売株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
009 令和7年01月17日	授業目的公衆送信に関する著作物利用	15,252,666		15,252,666	教育委員会事務局指導部学校指導課	一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
010 令和7年03月12日	配膳台（北総合支援学校中央分校）	749,980		749,980	教育委員会体育健康教育室	株式会社生研	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	物品			
011 令和7年02月13日	京都市立学校の校舎長寿命化事業に係る基本計画策定業務委託	22,770,000		22,770,000	教育委員会事務局教育環境整備室	株式会社コム・キューブ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事	有		
012 令和7年03月17日	京都市立松陽小学校整備工事 ただし、南校舎等長寿命化事業建築その他改修工事	323,950,000		323,950,000	教育委員会事務局教育環境整備室	株式会社城南組	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	工事			
013 令和5年04月03日	西陵中学校区小中一貫教育校施設整備工事 ただし、建築主体その他工事	4,750,900,000	①4,933,524,000	5,045,397,500	教育委員会事務局教育環境整備室	松村組・公成建設特定建設工事共同企業体	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	工事			
014 令和5年04月03日	小栗柄中学校区小中一貫教育校施設整備工事監理業務委託	81,992,900		85,710,900	教育委員会事務局教育環境整備室	株式会社類設計室	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	工事			
015 令和6年02月27日	京都市立翔鷺小学校整備事業 給食室棟建替及び北校舎ほか改修工事設計業務委託 ただし、建築及び設備工事基本設計・実施設計業務委託	41,118,000		41,892,400	教育委員会事務局教育環境整備室	株式会社三宅建築事務所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事	過去に有		
016 令和6年11月01日	京都市岩倉図書館整備工事 ただし、空調設備その他改修工事	25,329,700		25,329,700	教育委員会事務局生涯学習部施設運営担当	北村工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	工事			
017 令和6年04月01日	児童生徒数増加による増収容対策のための京都市立総合支援学校スクールバス運行業務	26,383,500		26,126,100	教育委員会指導部総合育成支援課	エムケイ観光バス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
018 令和6年04月01日	京都市立北総合支援学校中央分校スクールバス運行業務	65,208,000		65,208,000	教育委員会指導部総合育成支援課	エムケイ観光バス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
019 令和6年04月01日	京都市立吳竹総合支援学校児童生徒等の京都市立桃陽総合支援学校への送迎を行うスクールバスの運行業務	予定 総額 8,052,000		4,989,600	教育委員会指導部総合育成支援課	エムケイ観光バス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
020 令和6年04月01日	令和6年度障害のある市民の成人講座について	8,788,600		8,788,600	教育委員会指導部総合育成支援課	京都府視覚障害者協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
中学校用教員用指導書（国語）
- 2 担当所属名
教育委員会事務局指導部学校指導課
- 3 契約締結日
令和7年3月7日
- 4 履行期間
令和7年3月7日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区中筋通夷川上ル鉢田町306
京都府教科図書販売株式会社
- 6 契約金額（税込み）
9,009,000円
- 7 契約内容
令和6年度の教科書採択に伴い、新たに使用する教科書に合わせて、京都市立中学校、小中学校、総合支援学校で使用する教員用指導書の購入を行う
- 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都府で唯一の教科書特約供給所であるため
- 9 根拠法令
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

中学校用教員用指導書（数学）

2 担当所属名

教育委員会事務局指導部学校指導課

3 契約締結日

令和7年3月4日

4 履行期間

令和7年3月4日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区中筋通夷川上ル鉢田町306
京都府教科図書販売株式会社

6 契約金額（税込み）

7,464,600円

7 契約内容

令和6年度の教科書採択に伴い、新たに使用する教科書に合わせて、京都市立中学校、小中学校、総合支援学校で使用する教員用指導書の購入を行う

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都府で唯一の教科書特約供給所であるため

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

中学校用教員用指導書（理科）

2 担当所属名

教育委員会事務局指導部学校指導課

3 契約締結日

令和7年3月11日

4 履行期間

令和7年3月11日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区中筋通夷川上ル鉢田町306

京都府教科図書販売株式会社

6 契約金額（税込み）

6,778,200円

7 契約内容

令和6年度の教科書採択に伴い、新たに使用する教科書に合わせて、京都市立中学校、小中学校、総合支援学校で使用する教員用指導書の購入を行う

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都府で唯一の教科書特約供給所であるため

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

中学校用教員用指導書（音楽）

2 担当所属名

教育委員会事務局指導部学校指導課

3 契約締結日

令和7年3月12日

4 履行期間

令和7年3月12日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区中筋通夷川上ル鉢田町306

京都府教科図書販売株式会社

6 契約金額（税込み）

9,867,000円

7 契約内容

令和6年度の教科書採択に伴い、新たに使用する教科書に合わせて、京都市立中学校、小中学校、総合支援学校で使用する教員用指導書の購入を行う

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都府で唯一の教科書特約供給所であるため

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

中学校用教員用指導書（美術）

2 担当所属名

教育委員会事務局指導部学校指導課

3 契約締結日

令和7年3月6日

4 履行期間

令和7年3月6日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区中筋通夷川上ル鉢田町306

京都府教科図書販売株式会社

6 契約金額（税込み）

9,266,400円

7 契約内容

令和6年度の教科書採択に伴い、新たに使用する教科書に合わせて、京都市立中学校、小中学校、総合支援学校で使用する教員用指導書の購入を行う

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都府で唯一の教科書特約供給所であるため

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

中学校用教員用指導書（技術家庭）

2 担当所属名

教育委員会事務局指導部学校指導課

3 契約締結日

令和7年3月14日

4 履行期間

令和7年3月14日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区中筋通夷川上ル鉢田町306

京都府教科図書販売株式会社

6 契約金額（税込み）

11,154,000円

7 契約内容

令和6年度の教科書採択に伴い、新たに使用する教科書に合わせて、京都市立中学校、小中学校、総合支援学校で使用する教員用指導書の購入を行う

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都府で唯一の教科書特約供給所であるため

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

中学校用教員用指導書（英語）

2 担当所属名

教育委員会事務局指導部学校指導課

3 契約締結日

令和7年3月12日

4 履行期間

令和7年3月12日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区中筋通夷川上ル鉢田町306

京都府教科図書販売株式会社

6 契約金額（税込み）

30,373,200円

7 契約内容

令和6年度の教科書採択に伴い、新たに使用する教科書に合わせて、京都市立中学校、小中学校、総合支援学校で使用する教員用指導書の購入を行う

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都府で唯一の教科書特約供給所であるため

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

中学校用教員用指導書（道徳）

2 担当所属名

教育委員会事務局指導部学校指導課

3 契約締結日

令和7年3月5日

4 履行期間

令和7年3月5日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区中筋通夷川上ル鉢田町306
京都府教科図書販売株式会社

6 契約金額（税込み）

10,167,300円

7 契約内容

令和6年度の教科書採択に伴い、新たに使用する教科書に合わせて、京都市立中学校、小中学校、総合支援学校で使用する教員用指導書の購入を行う

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都府で唯一の教科書特約供給所であるため

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
授業目的公衆送信に関する著作物利用
- 2 担当所属名
教育委員会事務局指導部学校指導課
- 3 契約締結日
令和7年1月17日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区永田町1-11-30 サウスヒル永田町5F
一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会
- 6 契約金額（税込み）
15,252,666円
- 7 契約内容
改正著作権法第35条に基づく授業目的公衆送信を行うにあたり、当該法人に全市立学校分の補償金を支払うために必要な事項を定めるもの。
- 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
相手方の法人が、授業目的公衆送信補償金の受領・権利者への分配等を行う唯一の管理者であるため。
- 9 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令第11条第1項第号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

配膳台（北総合支援学校中央分校）

2 担当所属名

教育委員会事務局体育健康教育室

3 契約締結日

令和7年3月12日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和7年4月7日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区朱雀正会町28番地の7
株式会社生研

6 契約金額（税込み）

749,980円

7 契約内容

北総合支援学校中央分校給食室で用いる配膳台の調達

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件物品については、行財政局契約課において一般競争入札を行い、令和7年2月10日に開札されたものの、応札者がなく不調となった。その後、契約課との協議を経て、見積合せによる随意契約をおこなうこととなったものである。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記見積合せの結果、2者より見積書提出があり、価格交渉を経て、廉価な見積額を提示した株式会社生研と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき随意契約により契約を締結したものである。

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市立学校の校舎長寿命化事業に係る基本計画策定業務委託

2 担当所属名

教育委員会事務局教育環境整備室

3 契約締結日

令和7年2月13日

4 履行期間

契約の日の翌日から令和7年12月26日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市中京区西ノ京池ノ内町19番地11 御池K Sビル
株式会社コム・キューブ

6 契約金額（税込み）

22,770,000円

7 契約内容

京都市立学校の校舎長寿命化事業に係る基本計画の策定

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、各業者におけるこれまでの受託実績を勘案するとともに、本業務における執行体制、取組方針等について総合的に判断する必要があり、競争入札に適しないものであるため、公募型簡易プロポーザルによる随意契約を行うものである。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

公募型簡易プロポーザル方式の書類審査により、株式会社コム・キューブが業務受託候補者として選定され、交渉の結果、受託者として最適であると判断されたため。

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市立松陽小学校整備工事 ただし、南校舎等長寿命化事業建築その他改修工事

2 担当所属名

教育委員会事務局教育環境整備室

3 契約締結日

令和7年3月17日

4 履行期間

契約の日の翌日から令和8年3月16日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市中京区蛸薬師通大宮西入上ル因幡町97番地
株式会社城南組

6 契約金額（税込み）

323,950,000円

7 契約内容

京都市立松陽小学校の南校舎等長寿命化に係る改修工事

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

入札に付したが有効な入札者がなく不成立となったため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

本業務については、一般競争入札により請負業者を募集し令和7年3月6日に開札したところ、有効な入札者がなく不成立となった。

「京都市工事の請負に係る随意契約ガイドライン」随意契約を行うことができる場合の基準4により、複数の契約の相手方の候補者の見積価格を比較し、可能な限り低廉な見積価格を得られるよう価格交渉を行ったうえで、競争入札における予定価格の制限の範囲内であったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき随意契約により契約を締結するものである。

なお、価格交渉を行った結果、当初見積価格以下の値下げが可能となった。

工事費内訳

1

名 称	数 量	単位	金 額	備 考
直接工事費				
建築工事	1	式	238,075,113	
計			238,075,113	
共通費				
共通仮設費	1	式	15,027,523	
現場管理費	1	式	26,170,524	
一般管理費等	1	式	36,526,840	
計			77,724,887	
工事価格	1	式	315,800,000	
消費税等相当額	1	式	31,580,000	消費税率 10 %
工事費	1	式	347,380,000	

建築工事 種目別内訳

2

名 称	数 量	単位	金 額	備 考
南校舎改修	1	式	138,237,729	
北校舎改修	1	式	5,046,227	
南昇降口	1	式	9,776,865	
はぐくみ棟	1	式	65,955,024	
給食室付属棟	1	式	4,485,191	
自転車置場 1	1	式	1,111,664	
自治会倉庫 1 . 2 . 3	1	式	2,288,280	
外構	1	式	10,046,969	
解体	1	式	1,127,164	
計			238,075,113	

建築工事 科目別内訳

3

建築工事 科目別内訳

建築工事 科目別内訳

4

南昇降口					
名 称	数 量	単位	金 額	備 考	
直接仮設	1	式	805,725		
土工	1	式	394,611		
地業	1	式	61,814		
鉄筋	1	式	181,090		
コンクリート	1	式	483,600		
型枠	1	式	129,648		
防水	1	式	9,984		
木	1	式	2,051,691		
屋根及びとい	1	式	1,621,319		
金属	1	式	219,492		
左官	1	式	41,855		
建具	1	式	2,001,110		
塗装	1	式	136,002		
内外装	1	式	1,638,924		
計			9,776,865		

建築工事 科目別内訳

はぐくみ棟					
名 称	数 量	単位	金 額	備 考	
直接仮設	1	式	3,349,595		
土工	1	式	14,640,298		
地業	1	式	527,254		
鉄筋	1	式	1,258,090		
コンクリート	1	式	3,292,956		
型枠	1	式	1,518,394		
鉄骨	1	式	12,405,795		
防水	1	式	38,684		
タイル	1	式	43,400		
木	1	式	1,600,212		
屋根及びとい	1	式	5,235,033		
金属	1	式	2,680,188		
左官	1	式	676,804		
建具	1	式	5,526,380		
塗装	1	式	293,936		

建築工事 科目別内訳

5

建築工事 科目別内訳

建築工事 科目別内訳

6

建築工事 科目別内訳

建築工事 科目別内訳

7

建築工事 科目別内訳

建築工事 中科目別内訳

8

南校舎改修					
科 目 名 称	中 科 目 名 称	数 量	単位	金 頃	備 考
直接仮設		1	式	15,546,800	
計				15,546,800	
防水改修	撤去	1	式	1,418,955	
防水改修	改修	1	式	21,577,109	
計				22,996,064	
外壁改修	撤去	1	式	877,816	
外壁改修	改修	1	式	7,179,262	
計				8,057,078	
建具改修	撤去	1	式	3,385,954	
建具改修	改修	1	式	42,141,016	
計				45,526,970	
内装改修	撤去	1	式	4,328,061	
内装改修	改修	1	式	31,625,826	
計				35,953,887	
塗装改修	改修	1	式	8,400,362	

建築工事 中科目別内訳

南校舎改修					
科 目 名 称	中 科 目 名 称	数 量	単位	金 頃	備 考
計				8,400,362	
躯体改修	撤去	1	式	116,595	
躯体改修	改修	1	式	155,026	
計				271,621	
環境配慮改修	撤去	1	式	1,143,300	
計				1,143,300	
発生材処理	運搬	1	式	421,612	
発生材処理	処分	1	式	▲79,965	
計				341,647	

建築工事 中科目別内訳

9

北校舍改修					
科 目 名 称	中 科 目 名 称	数 量	单 位	金 额	备 考
直接仮設		1	式	680,469	
計				680,469	
外壁改修	撤去	1	式	14,982	
外壁改修	改修	1	式	688,800	
計				703,782	
建具改修	撤去	1	式	23,351	
建具改修	改修	1	式	728,285	
計				751,636	
内装改修	撤去	1	式	667,618	
内装改修	改修	1	式	2,011,294	
計				2,678,912	
塗装改修	改修	1	式	105,286	
計				105,286	
環境配慮改修	撤去	1	式	46,350	
計				46,350	

建築工事 中科目別内訳

建築工事 中科目別内訳

10

南昇降口					
科 目 名 称	中 科 目 名 称	数 量	単位	金 頃	備 考
直接仮設		1	式	805,725	
計				805,725	
土工		1	式	394,611	
計				394,611	
地業	地業	1	式	61,814	
計				61,814	
鉄筋	軀体	1	式	181,090	
計				181,090	
コンクリート	軀体	1	式	483,600	
計				483,600	
型枠	軀体	1	式	121,870	
型枠	外部仕上	1	式	7,778	
計				129,648	
防水	外部	1	式	9,984	
計				9,984	

建築工事 中科目別内訳

南昇降口					
科 目 名 称	中 科 目 名 称	数 量	単位	金 頃	備 考
木	仕上(部材別)	1	式	2,051,691	
計				2,051,691	
屋根及びとい	外部	1	式	1,621,319	
計				1,621,319	
金属	外部	1	式	133,975	
金属	内部	1	式	85,517	
計				219,492	
左官	外部	1	式	25,619	
左官	内部	1	式	16,236	
計				41,855	
建具	アルミニウム製建具	1	式	1,950,000	
建具	ガラス	1	式	51,110	
計				2,001,110	
塗装	外部	1	式	56,004	
塗装	内部	1	式	79,998	

建築工事 中科目別内訳

11

建築工事 中科目別内訳

はぐくみ棟					
科 目 名 称	中 科 目 名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接仮設		1	式	3,349,595	
計				3,349,595	
土工		1	式	14,640,298	
計				14,640,298	
地業	地業	1	式	527,254	
計				527,254	
鉄筋	軸体	1	式	1,258,090	
計				1,258,090	
コンクリート	軸体	1	式	3,292,956	
計				3,292,956	
型枠	軸体	1	式	1,484,696	
型枠	外部仕上	1	式	33,698	
計				1,518,394	
鉄骨	本体鉄骨	1	式	12,387,819	
鉄骨	耐火被覆	1	式	17,976	

建築工事 中科目別内訳

12

はぐくみ棟					
科 目 名 称	中 科 目 名 称	数 量	単位	金 頃	備 考
計				12,405,795	
防水	外部	1	式	35,932	
防水	内部	1	式	2,752	
計				38,684	
タイル	内部	1	式	43,400	
計				43,400	
木	仕上(部材別)	1	式	1,600,212	
計				1,600,212	
屋根及びとい	外部	1	式	5,235,033	
計				5,235,033	
金属	外部	1	式	444,451	
金属	内部	1	式	2,235,737	
計				2,680,188	
左官	外部	1	式	79,948	
左官	内部	1	式	596,856	

建築工事 中科目別内訳

はぐくみ棟					
科 目 名 称	中 科 目 名 称	数 量	単位	金 頃	備 考
計				676,804	
建具	アルミニウム製建具	1	式	928,000	
建具	鋼製軽量建具	1	式	1,296,000	
建具	スライディングウォール	1	式	2,370,000	
建具	ガラス	1	式	932,380	
計				5,526,380	
塗装	内部	1	式	293,936	
計				293,936	
内外装	外部	1	式	3,945,912	
内外装	内部	1	式	7,219,469	
計				11,165,381	
ユニット及びその他	外部	1	式	3,870	
ユニット及びその他	内部	1	式	1,698,754	
計				1,702,624	

建築工事 中科目別内訳

13

建築工事 中科目別内訳

建築工事 中科目別内訳

14

建築工事 中科目別内訳

建築工事 中科目別内訳

15

解体					
科 目 名 称	中 科 目 名 称	数 量	単位	金 頃	備 考
トイレ棟	解体	1	式	18,290	
トイレ棟	発生材処理 運搬	1	式	1,941	
トイレ棟	発生材処理 処分	1	式	▲7,085	
計				13,146	
シャワー室棟	解体	1	式	12,590	
シャワー室棟	発生材処理 運搬	1	式	1,408	
シャワー室棟	発生材処理 処分	1	式	▲5,895	
計				8,103	
スペースはぐくみ棟	直接仮設	1	式	465,630	
スペースはぐくみ棟	解体	1	式	430,916	
スペースはぐくみ棟	発生材処理 運搬	1	式	81,179	
スペースはぐくみ棟	発生材処理 処分	1	式	▲23,655	
計				954,070	
自治会倉庫-1	解体	1	式	27,935	
自治会倉庫-1	発生材処理 運搬	1	式	4,294	

建築工事 中科目別内訳

解体					
科 目 名 称	中 科 目 名 称	数 量	単位	金 頃	備 考
自治会倉庫-1	発生材処理 処分	1	式	2,355	
計				34,584	
自治会倉庫-2	解体	1	式	83,542	
自治会倉庫-2	発生材処理 運搬	1	式	11,948	
自治会倉庫-2	発生材処理 処分	1	式	11,760	
計				107,250	
c物置	解体	1	式	11,670	
c物置	発生材処理 運搬	1	式	336	
c物置	発生材処理 処分	1	式	▲1,995	
計				10,011	

随意契約締結結果報告書

1 件名

西陵中学校区小中一貫教育校施設整備工事 ただし、建築主体その他工事

2 担当所属名

教育委員会事務局教育環境整備室

3 契約締結日

(当 初) 令和5年4月3日

(変更①) 令和6年3月27日

(変更②) 令和6年12月11日

(変更後) 令和7年2月28日

4 履行期間

令和5年4月4日から令和7年2月28日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

松村組・公成建設特定建設工事共同企業体

大阪府大阪市北区天満1丁目3番21号

代表者 株式会社松村組

6 契約金額（税込み）

(当 初) 4,750,900,000円

(変更①) 4,933,524,000円

(変更②) 5,045,397,500円

(変更後) 5,045,397,500円

7 契約内容

西陵中学校区小中一貫教育校施設の創設に向け、建築主体その他工事を行う。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

第2回変更契約の理由

(1) 賃金及び材料の価格の著しい上昇により、現行の請負金額が不適当となつたため、請負人からの請求により、契約書の規定に基づき、請負金額を増額する必要が生じた。

(2) 建設発生土に想定していなかった大量のれきが含まれており、処分先の受入れに当たって、一定の大きさのれきと発生土を分別する必要等が生じたため、請負金額を増額する必要が生じた。

第3回変更契約の理由

施設運用方針及び施設運用計画の見直し、別途工事との調整に伴い、数量や仕様を一部変更する必要が生じたため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

一般競争入札及び地方自治法施行令第167条の8第4項の規定による再度の入札を実施したが、応札者の入札額が予定価格を上回ったため、不成立となった。

そこで、上記応札者である松村組・公成建設特定建設工事共同企業体と交渉を行ったところ、同共同企業体が予定価格以下の金額を提示したため、地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定を適用し、同共同企業体と随意契約を締結した。

随意契約締結結果報告書

1 件名

小栗栖中学校区小中一貫教育校施設整備工事監理業務委託

2 担当所属名

教育委員会事務局教育環境整備室

3 契約締結日

(当 初) 令和5年4月3日

(変更①) 令和7年1月30日

(変更後) 令和7年2月28日

4 履行期間

(当 初) 令和5年4月4日から令和7年1月31日まで

(変更①) 令和5年4月4日から令和7年2月28日まで

(変更後) 令和5年4月4日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市淀川区西中島四丁目3番2号

株式会社類設計室

6 契約金額（税込み）

(当 初) 81,992,900円

(変更①) 85,710,900円

(変更後) 85,710,900円

7 契約内容

小栗栖中学校区小中一貫教育校施設整備工事に伴う工事監理業務を委託する。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

（第1回変更契約の理由）

業務委託の対象工事である「小栗栖中学校区小中一貫教育校施設整備工事」において、工事着工後に既成杭の納期遅れによる工程の遅れにより工期を延長する必要が生じたことに伴い、本業務においても、同じ期間の履行期間延長が必要となったため。

（第2回変更契約の理由）

業務委託の対象工事である「小栗栖中学校区小中一貫教育校施設整備工事」において生じた遅延に伴い、本業務においても工事が完了するまでの履行期間の延長が必要となったため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第 6 号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治

法施行令第167条の2第1項第　　号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第　　号

10 契約の相手方の選定理由

株式会社類設計室は、本事業の設計業務において公募型プロポーザルによる基本計画業務（令和2年度）の受託者に選定され、続く基本設計・実施設計委託業務（令和3～4年度）も受託している。

設計業務においては、支給木材の受託先である京都府木材協同組合連合会と連携して設計を進めてきたことから、市内産木材に関する知識を有しており、支給木材の品質管理を迅速かつ的確に行うことが可能である。

また、設計で得られた木造防耐火に関する知識を有していることから、防耐火性能を確保するための納まりの検証等も迅速、かつ的確に行うことが可能である。

加えて、設計段階で実施した組立梁の実証実験の基礎データや検証データ等を有しており、工事段階における組立梁についての技術的な判断を迅速かつ的確に実施できる唯一の者である。

上記の理由により、株式会社類設計室は、本業務に履行にあたり要求される知識や知見を既に有しているため、随意契約を締結した。

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市立翔鸞小学校整備事業 給食室棟建替及び北校舎ほか改修工事設計業務委託
ただし、建築及び設備工事基本設計・実施設計業務委託

2 担当所属名

教育委員会事務局教育環境整備室

3 契約締結日

(当 初) 令和6年2月27日
(変更後) 令和7年3月25日

4 履行期間

令和6年2月28日から令和7年8月29日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市左京区仁王門通川端東入新丸太町37番地の6
株式会社三宅建築事務所

6 契約金額（税込み）

(当 初) 41,118,000円
(変更後) 41,892,400円

7 契約内容

京都市立翔鸞小学校施設整備事業に係る基本設計・実施設計を行う。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

- (1) 新給食室棟から既存北校舎へ利用者の動線を確保させるため、2階を渡り廊下で接続させる設計業務を追加で実施する必要が生じたため。
- (2) 新給食室棟と渡り廊下で接続するにあたり、既設北校舎の躯体壁を含めた間仕切り壁の改修と耐震改修が必要となり、またこれに伴い、耐震改修判定を取得する必要が生じたため。
- (3) 倉庫運用時期が当初計画より早まり、本業務で設計予定であった倉庫増築設計を取りやめることとなったため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザル方式の書類審査による業務受託候補者の選定を行った結果、評価の合計点が最上位であったため、株式会社三宅建築事務所が受託候補者として最適であると判断し、当該設計事務所を委託先として選定した。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市岩倉図書館整備工事ただし、空調設備その他改修工事
- 2 担当所属名
教育委員会事務局生涯学習部施設運営担当
- 3 契約締結日
令和6年1月1日
- 4 履行期間
令和6年1月2日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区嵯峨朝日町22
北村工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
25,329,700円
- 7 契約内容
(1) 老朽化した空調設備の改修
(2) 空調設備改修工事に伴う電気設備工事
- 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
入札に付したが有効な入札者がなく不成立となったため。
- 9 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号
- 10 契約の相手方の選定理由
複数の契約の相手方の候補者の見積価格を比較し、低廉な見積価格を提示した者を選定した。

內訣書

No 1

内 訳 書

No	名 称	仕 样	數 量	単 位	单 価	金 額	摘 要
A	機械設備工事						
1	空気調和機器設備		1	式		16,848,150	
2	空気調和配管設備		1	式		871,740	
3	ガス設備		1	式		78,990	
4	撤去工事		1	式		611,380	
5	発生材処理		1	式		423,220	
合 計						18,833,480	

内 訳 書

No	名 称	仕 样	数 量	単 位	单 価	金 额	摘要
B	電気設備工事						
	<盤>		1	式			
M-1	動力分電盤改修		1	面		266,500	
L-1	電灯分電盤改修		1	"		28,000	
	<電線管>		1	式			
	金属製可とう電線管	ビニル被覆	50	m		5,020	
	<その他>		1	式			
施工費	吸収式冷温水発生機等 電源切離し再接続		1	"		60,940	
撤去			1	"		2,230	
	合 計					362,690	

随意契約締結結果報告書

1 件名

児童生徒数増加による増収容対策のための京都市立総合支援学校スクールバス運行業務

2 担当所属名

教育委員会事務局指導部総合育成支援課

3 契約締結日

令和6年4月1日

4 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市南区上鳥羽北花名町1-1
エムケイ観光バス株式会社

6 契約金額（税込み）

26,383,500円

7 契約内容

北総合支援学校及び西総合支援学校に就学している障害のある児童生徒のうち、単独でバスや電車などの公共交通機関を利用して通学することが困難な児童生徒の安全な登下校を確保するためのスクールバス3台の運行業務委託（マイクロバスの配車を含む。）。スクールバスには運転手及び1名の乗務員が添乗し、歩行困難な児童生徒の介助や、重度障害のある児童生徒の安全の確保等、高い専門性を必要とする業務を行う。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

現在、総合支援学校のスクールバス全体の運行業務委託業務契約（令和4年度から3年間の長期継続契約を締結しているもの。以下「全体契約」という。）をエムケイ観光バス株式会社と締結しているが、追加契約の相手方選定にあたっては、業務を履行し得ることや、過去の業務実績があることを前提とし、スクールバスの安全、確実な運行を行うために、総合支援学校ごとの各バスが密接に連携をとり、一体的に運行することが必須の条件となる。具体的には、以下の①、②が必要となる。

① 全体契約において、各総合支援学校の運行路線等の策定を行うこととなっているが、各総合支援学校の運行路線等の策定にあたっては、追加契約で運行する3台も含め、スクールバス全体で運行路線等の策定を行う必要がある。

② 全体契約では学校ごとに現場責任者を選任することとしているが、安全な運行、確実な業務の履行のため、北総合支援学校及び西総合支援学校においては、同一の現場責任者が追加契約に係る3台の運行業務についても現場を指揮することが必要である。

以上の条件を満たす業者は、エムケイ観光バス株式会社1社に特定されるため、契約の相手

方として選定した。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

児童生徒数増加による増収容対策のための京都市立総合支援学校スクールバス運行業務

2 担当所属名

教育委員会事務局指導部総合育成支援課

3 契約締結日

(当 初) 令和6年4月1日

(変更後) 令和7年3月21日

4 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市南区上鳥羽北花名町1-1

エムケイ観光バス株式会社

6 契約金額（税込み）

(当 初) 26,383,500円

(変更後) 26,126,100円

7 契約内容

北総合支援学校及び西総合支援学校に就学している障害のある児童生徒のうち、単独でバスや電車などの公共交通機関を利用して通学することが困難な児童生徒の安全な登下校を確保するためのスクールバス3台の運行業務委託（マイクロバスの配車を含む。）。スクールバスには運転手及び1名の乗務員が添乗し、歩行困難な児童生徒の介助や、重度障害のある児童生徒の安全の確保等、高い専門性を必要とする業務を行う。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

想定運行日数の減少（205日→203日）

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

現在、総合支援学校のスクールバス全体の運行業務委託業務契約（令和4年度から3年間の長期継続契約を締結しているもの。以下「全体契約」という。）をエムケイ観光バス株式会社と締結して

いるが、追加契約の相手方選定にあたっては、業務を履行し得ることや、過去の業務実績があることを前提とし、スクールバスの安全、確実な運行を行うために、総合支援学校ごとの各バスが密接に連携をとり、一体的に運行することが必須の条件となる。具体的には、以下の①、②が必要となる。

- ① 全体契約において、各総合支援学校の運行路線等の策定を行うこととなっているが、各総合支援学校の運行路線等の策定にあたっては、追加契約で運行する3台も含め、スクールバス全体で運行路線等の策定を行う必要がある。
- ② 全体契約では学校ごとに現場責任者を選任することとしているが、安全な運行、確実な業務の履行のため、北総合支援学校及び西総合支援学校においては、同一の現場責任者が追加契約に係る3台の運行業務についても現場を指揮することが必要である。

以上の条件を満たす業者は、エムケイ観光バス株式会社1社に特定されるため、契約の相手方として選定した。

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市立北総合支援学校中央分校スクールバス運行業務

2 担当所属名

教育委員会事務局指導部総合育成支援課

3 契約締結日

令和6年4月1日

4 履行期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市南区上鳥羽北花名町1－1
エムケイ観光バス株式会社

6 契約金額（税込み）

65,208,000円

7 契約内容

北総合支援学校中央分校に就学している障害のある児童生徒のうち、単独でバスや電車などの公共交通機関を利用して通学することが困難な児童生徒の安全な登下校を確保するためのスクールバス4台の運行業務委託（マイクロバスの配車を含む。）。スクールバスには運転手及び1名の乗務員が添乗し、歩行困難な児童生徒の介助や、重度障害のある児童生徒の安全の確保等、高い専門性を必要とする業務を行う。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

現在、総合支援学校のスクールバス全体の運行業務委託業務契約（令和4年度から3年間の長期継続契約を締結しているもの。以下「全体契約」という。）をエムケイ観光バス株式会社と締結しているが、追加契約の相手方選定にあたっては、業務を履行し得ることや、過去の業務実績があることを前提とし、スクールバスの安全、確実な運行を行うために、総合支援学校ごとの各バスが密接に連携をとり、一体的に運行することが必須の条件であり、以上の条件を満たす業者は、エムケイ観光バス株式会社1社に特定されるため、契約の相手方として選定した。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第　号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第　号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市立吳竹総合支援学校児童生徒等の京都市立桃陽総合支援学校への送迎を行うスクールバスの運行業務

2 担当所属名

教育委員会指導部総合育成支援課

3 契約締結日

令和6年4月1日

4 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市南区上鳥羽北花名町1-1
エムケイ観光バス株式会社

6 契約金額（税込み）

（予定総額） 8,052,000円

7 契約内容

吳竹総合支援学校の児童生徒等が桃陽総合支援学校の学校施設を使用するため両学校間の送迎を行う（吳竹総合支援学校が全面建替の工事期間中のため、グラウンド・プール等の施設を従来どおりに使用できないことから、代替施設として桃陽総合支援学校の施設を使用）。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

現在、京都市立総合支援学校の児童生徒の登下校に係るスクールバス運行業務委託業務契約（令和4年度から3年間の長期継続契約を締結しているもの。以下「全体契約」という。）をエムケイ観光バス株式会社と締結しているが、本契約（以下「追加契約」という。）は、吳竹総合支援学校の児童生徒等が桃陽総合支援学校の学校施設を使用するため両学校間の送迎を行うものである（吳竹総合支援学校が全面建替の工事期間中のため、グラウンド・プール等の施設を従来どおりに使用できないことから、代替施設として桃陽総合支援学校の施設を使用）。

全体契約では学校ごとに現場責任者を選任することとしている。追加契約に係るバス運行は児童生徒の学習状況や出席状況や体調によって変わり、学校と受託者とは頻繁な連絡調整が必要となる。安全な運行、確実な業務の履行のため、吳竹総合支援学校においては、同一の現場責任者が追加契約に係る運行業務についても現場を指揮することが必要である。

上記の条件を満たす業者は、エムケイ観光バス株式会社1社に特定されるため、契約の相手方として選定した。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和6年度 障害のある市民の成人講座について

2 担当所属名

教育委員会指導部総合育成支援課

3 契約締結日

令和6年4月1日

4 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市北区紫野花ノ坊町11番地

公益社団法人京都府視覚障害者協会

6 契約金額（税込み）

8,788,600円

7 契約内容

視覚障害者成人社会教育事業（社会復帰及び社会適応性の向上）

1 成人を対象とした講座

4 青年を対象とした講座

2 指導者研修会

5 コミュニケーション援助を目的とした講座

3 女性を対象とした講座

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

視覚に障害のある市民の生涯学習機能の拡充を図ることを目的として開設する成人講座においては、障害特性を理解し、点字指導、パソコン講座を中心とした学習指導に関する知識と経験を備えた研究者・指導者が多数必要である。また、基礎的知識、技術、態度を養う継続的な学習や、婦人学級等のクラブ活動を通して、余暇の活用、趣味の拡充を図ることにより、社会的・職業的自立、地域コミュニティづくりの促進をより確かなものとするのに適した施設環境が必要である。

このような事業を実施するにあたり、長年にわたり、成人学級、指導者研修等を実施するとともに、地域に根ざした講演会、クラブ活動等の事業を全市的に実施でき、上記のような指導者としての資質を備えた会員で構成されている京都府視覚障害者協会は、事業実施が可能な唯一の団体であるため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり